

参議院農林委員会會議録第四十三号

(七〇三)

昭和二十七年五月三十日(金曜日)午後  
二時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君  
理事 西山 龜七君  
加賀 操君  
山崎 恒君

委員

池田宇右衛門君  
瀧井治三郎君  
飯島通次郎君  
三浦 展雄君  
小林 孝平君  
三橋八次郎君

政府委員

農林省農政局長 小倉 武一君  
事務局側  
常任委員 安樂城敏男君  
会専門員 倉田 吉雄君  
常任委員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出・衆議院送付)

○農業共済基金法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は農業災害補償法の一部を改正

する法律案、農業災害補償法臨時特例法案、並びに農業共済基金法案の三案を議題といたします。なお残っております質問がございましたらこの際お願いたします。

最初に私からちよつとお尋ねいたしたいことがあるのでありますが、この農業共済基金法案についてであります。が、昨年度はこの農業共済関係の不足金の補填の意味で、大体十九億二千万円の金が日歩二銭六厘の利率で融資をされて、この利子補給約一億八千二百万円余というものが計上されて運営されていたわけでありまして、つまり国家として約二十億に近い金を以て運営に當つて来たわけでありまして、今度できた共済基金法案は、政府負担十五億といふことになるわけでありまして、そうすると昨年度の十九億二千万円に比べて、約四億二千万円の差額は国家の財政負担を軽減したといふことになつて、むしろ制度的には後退をするといふ印象を我々に與えることになるのであります。これについて政府がどのようにお考えになつてゐるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 昨年度の不足金に對しましては、今お話のように中金等を通じて融資の措置をとると共に、利子補給という形で予算的な措置も講じたのであります。本年度のこの新しい基金の点になりますといふと、基金の出資が、十五億政府が出資いたしますが、それでは勿論当面の問題として必ずしも十分で

ございませんで、すでに現在でも二十八億の国庫余裕金を中金等を通じて融資をいたしてゐるのであります。基金ができましたれば、それを基金が肩代りをしてしまつて、基金から連合会に貸すといふ形をとるわけでございます。その場合には、貸付の利子につきまして、必要な資金を貸付けて、利子の支払いのために、共済基金のほうにそれだけ殖えるといふこともできるやうにいたすつもりであります。従いまして出資金の財政資金の融通といふ総額から見ますといふと、昨年度より減つてゐるということではございませんで、相当大巾にむしろ増大してゐるやうに考へるのであります。

○委員長(羽生三七君) 運営の全体から言へば農政局長のお話のようになつてゐると思ひますが、私どもとしては制度的に一種のこの基金法案といふものができて、制度的にこゝういふものが新しい形をとる場合に、何らかの後退といふ印象を與えるといふことをお尋ねしたわけでありまして、その次にもう一つお尋ねしたいことは、やはり農業災害補償法の一部改正法案についてであります。第十二條の農作物共済掛金の国庫負担の算出を、通常掛金率に關するものについて、いわゆる縦割法の要領が盛んであつたにかかわらず、あえて横割法をされた理由を承わりたいわけでありまして、なおこの縦割四分の一国庫負担ということになると、国庫の負担は約九千万円赤字となりますが、併し一般から出ておりま

す要望には相當応えらるることになるやうな気がするものであります。このやうに改正する意思を持つておられるかどうか、この二つの点を一つお答え願ひます。

○政府委員(小倉武一君) お答えをする前に、先ほどの不足金に對する融通の問題でございまして、昨年度はお話のやうに二銭六厘の利息を補給して参つたのであります。ただ利息補給をするのは一体正しいのかどうかといふことについては、私も論理上疑問を持つてゐるやうであります。と申しますのは、不足金といふものは必ずしも最終的な不足金でございませんで、長期に見ますればやがて連合会から黒字が出て利息分も支払い得るやうな時代が来るかも知れないにもかかわらず、途中において利息を受けてしまふといふことは建前としておかしいのではないかと。勿論不足金自体を処理するやうな場合は、利息の問題も當然起つて参ります。が、利息分だけを国庫補給といふことは少し徹底を欠いてゐるやういふことはあります。従ひまして今年度は利息の補給といふことをやめまして、利息分も必要ならば貸付ける。そこで最終的に、基金が連合会に貸付けた連合会の不足金といふものの処理と一緒に利息分も考えたほうがよいのではないかと。それから只今お尋ねの掛金の問題でございまして、通常共済掛金の標準率の国庫負担を、この標準率自体を例へば四分の一国庫負担をするといふことにな

つての意見如何ということになります。が、四分の一にいたしますといふと、只今お話のやうに八、九千万円ほどの予算の不足になりますのであります。が、なおそのほかに、四分の一にいたしますといふと、従来よりは国庫の負担の割合が減少する地方が生じて参るのであります。従ひまして農家負担が増大するやうな地方が出て参るのでございまして、そこでやういふ点を防止する、即ち四分の一にすることにしようとして、従来よりは国庫負担が多くなる地方は四分の一にし、四分の一にするのとによつて従来よりは不利になるやうな地方は従来通りとするといふ一つの過渡的な案が出て来ると思ひます。が、不足額も約二億近くのものに相成るのであります。予算の問題をさへ片付けばよろしいやうでありますけれども、併しそつたことが何を意味するかといふことが、実は私もよく存じないやうであります。四分の一にして四分の一にすると同時に、それでは困難な地方が今まで通りだといふのは、これ又制度の建前として筋が通りにくいのではないかと。通常共済掛金の標準率の最低部分を引いたものの残りを二分の一負担するといふ、この農家負担と国庫負担の割合のきめ方が最善であるかどうかといふことについては、これはなお検討の余地はあると思ひます。ただ私考え得ますに、農

産物の価格を通じて災害に対して農家  
みずから負担できる部分は、これは  
必ずあるはずだというふうに思うので  
あります。農産物の価格には農家が如  
何なる災害にも全く堪え得ないことに  
なつておるのだ、例えば米麦の価格に  
いたしまして、全く災害には堪え得  
ないような価格になつておるというこ  
とは、これは恐らくなくて、何らかの  
程度における最低の被害というものは、  
これは農家が自己で負担すべきもの  
であるというふうに恐らく考えられ  
るのではないかと。そういたしますと、  
その部分は当然これは農家が全額負担  
するということに相成るのではないかと  
思うのであります。そういう意味  
で恐らく現在の制度は最低の分は農家  
が全部負担する、そのあとどうするか  
というところがむしろ問題であるように  
思うのであります。従つて繰割にする  
ということは予算の關係もございませ  
うが、そういう繰割の建前から言ひ  
まして、全く繰割にしてしまふのがい  
いのかどうかという点については、  
なお私も少し事務的に検討した上  
でないと、そのほうがよろしいとい  
ふには申上げかねるのではないかと  
いうように思います。

○委員長(羽生三七君) もう一つお伺  
いしたいことは、只今のお答への中  
で、例えば利息までも政府が補給す  
る、いわゆる利子補給をやるといふこ  
とがいかどうかという点にも疑問  
がある検討を要するといふお説であ  
りました。まああえて理論を言うわけ  
でもないのですけれども、農業共済の  
立場からいって、我々も或る程度農家  
の自己負担というものを全面的に否定  
するわけではないのであります。もと

よりできれば、これは全額国庫負担が  
望ましいには違ひないが、併し日本の  
種々な情勢からいって、全部を政府が  
負担ができないといふことも或る程度  
考えられるので、災害に關する最低の  
やはり自己負担分といふものが絶無に  
するといふことも必ずしも直ちに実行  
できるというは我々考えておりません。併  
し今お話のように、この三法案を通じ  
て政府の種々の政策を通じた場合に、  
この利子補給も必要もない、或いは不  
足金についても今後余り心配が起らな  
いといふような一つの恒久的な十分な  
見通しといふものを立てられて、今の  
ようなお説が出て来るのかどうか、例  
えば利子補給といふようなことも望ま  
しいことじやないか、望ましいことにな  
ければ漸次打ち切つて来ることになるわ  
けであります。そういう場合に独立  
採算的な見地から合理的な一つの線を  
出せば、それでこの法案といふものは、  
三法案ともども大過なく運営でき  
る、そういう見通しの上に立つての御  
発言でありますか、この点一つ伺いた  
い。

○政府委員(小倉武一君) 利子補給の  
点についてでございますが、利子補給  
という多少語弊があるかと思ひます  
が、要するに不足金の融資のために必  
要とした利息の負担を誰が負担するか  
という点、私は不足金自体の処理  
の問題と離して考えるのがおかしいの  
じやないか、こう申上げたのでありま  
す。利息金は国庫が負担するが、不足  
金自体は負担しないといふのはこれ  
は困ると思ひます。不足金自  
体と、その融資に必要な利息とはこれ  
は同じ問題として、いつその時が来る  
か、これはわかりませんが、不足金を  
処理しなければならぬといふときに、  
この不足の出で来ました要因をよく検  
討した上その最終的な処理をきめなけ  
ればならぬ問題だといふふうに思うの  
であります。従ひまして、利息はこれ  
は当然農家乃至は連合会が負担するの  
だといふふうには私もは勿論考えて  
おりないものであります。

それからこの補償制度を今回改正す  
ることによつて、補償制度をいわけ解  
決でき得るという基礎の上に立つのか  
どうかといふような御趣旨の御質問  
かと承りました。私も今回の改  
正によつて、只今考えておるようない  
ろいろな問題が解決するとは思つてお  
りません。例えて申しますれば、損害  
評価の適正額についてはどう処置する  
か、或いは荒戻し制度をもつとどう  
運用し得るようになるかはどうした  
らねがございまして、先ほどもお尋  
ねがございまして、より合理的に、より  
つきましても、より合理的に、より農  
家に納得頂きますためにはどうした  
らねが、或いは任意共済制度について  
どうすべきかといふような点につ  
いては、これはなお十分検討し、災害補  
償法乃至補償制度自体の運営からい  
へば検討しなければならぬ問題と考  
へておりました。これはいろいろ御意見を  
承りまして、事務的に準備もいたし  
たいといふふうにご考へております。

○小林孝平君 一つお尋ねしたい  
のは、この農業共済制度は今後これを  
整備いたしまして、強化しなければなら  
ないといふことは当然であります。け  
れども、私はこれに關連しましてお尋  
ねたいのは、こういうふうにな  
んだんこの共済制度の不備の点が改め  
られ、整備されて行くという過程を通  
じまして、逐次これに要する国の資金  
が増加して来る。相当現在でも多額の  
金が使われておるのであります。けれど  
も、今後更にこれが増加して来るのじ  
やないか、こういうふうにお尋ねする  
のであります。そこでそういうことを  
前提にして考えますと、先ずこういう  
ふうには多額の資金が要するといふこと  
に於いて、共済制度それ自身について問  
題が起きて、共済制度の極端に言へば  
不要論といふようなものが起きて来る  
のじやないか。又それに関連いたしま  
して、私は無限に、国家予算の全体の  
均衡から考へて、農業方面に資金が割  
かれるわけはないのであります。から  
こういうふうには逐次共済制度のために  
資金が、莫大な資金が割かれるとい  
ふことになる、他の農業関係に使われ  
る金といふものは非常に小さくなつて  
来る。圧迫されて来る。こういうこと  
になつて来やしないか。そこでそうい  
うふうな全体として考へても、つと共  
済制度にそういう莫大な金を使つたほ  
うがよいのか、又他の経営の改善とか  
或いは技術の改良とか、そういうい  
ろいろの方面に多額の金を費せば農業全  
体の生産が上るといふ状態でありま  
す。から、そういうふうな農業全体として  
考へて、現在のうちに、更に今後のこ  
の趨勢で行きますと、一層金が必要で  
ある、そういうふうには共済制度に莫大  
の金を割いたほうがいいのかどうかと  
いうことに非常に問題があると思ひま  
すので、全体の農政上の見地から考  
へて、一体農政局長はどうお考えにな  
るかといふ点を、この一点と二点は關連  
いたしますが、お伺ひいたしておきた  
い。

○政府委員(小倉武一君) これは大変  
むずかしい問題でございまして、よ  
くお答へできないかも知れませんが、  
災害補償制度によつて財政的な支  
出と資金の融通といったことが累年激  
増して参る、かような激増して参ると  
いうことを前提として考へてみますと  
いうと、これは補償制度自体が一体合  
理的な基礎に立つておるのかどうかと  
いうことについて検討を必要とする  
といふことに相成るのであります。私  
どもそれはお説の通りだと思ひます。  
国費を費やすことが少いかといふ  
いい加減なことをしてよろしいとい  
ふことではないが、国費を費やすこと  
が多ければ多いほど国費が合理的な基礎  
の上に立つておるということが必要で  
あるといふことは申すまでもないと思  
ひます。それに關係しまして、具体的  
に申しますと、いろいろ問題がある  
と思ひますが、一つは掛金をどうする  
かといふこと、もう一つは損害評価  
をどうするかといふことであります。  
勿論これは損害評価によつてきまりま  
した被害額が又将来の掛金を左右する  
のであります。から、相關連して参るの  
であります。この掛金の国庫負担と  
農家の負担の部分が合理的に農家の経  
済の事情に合うように、又国家財政の  
実情に合うように、或いは一般の人々  
の納得し得るような構成になつてお  
るかどうかが検討されなくてはならぬ  
と思ひます。それから、只今のよう  
な評価制度によつては、制度とし  
てはよろしいが、実際の評価の事情が  
うまく行つておるかどうかが二点  
に分れると思ひます。その点  
についてもなお若干の改正を要する点  
があると思ひますし、もう一つ作物続

計のほうでやつております被害高の調査の關係をどう見るかという点につきましても、これは当然考えられなければならぬのであります。現在のところ損害につきましても、ただ作物調査の被害統計等を一応の資料として参照しているという程度にとどまつておるのではありません、更にそれを一歩進める必要がありはしないか。その場合に統計としてはどういう支障があるか、或いは現在の統計組織でできるかどうかといったようなことも問題になると思ふのであります。

それからこの補償制度で以て出しておる予算、今年は百六億でございますが、農林省の全体の予算の一割以上を占めておるのですから、それがどういう意味を持つておるかということについても十分検討をされなくてはならぬと思ふのであります。そういう検討をいたしますというと、個々の農家にとつて、これは必ずしも再生産を保障し、或いは生活の安定を保障するに十分な額ではないというふうに私も感じしております。そこで必要な補償というものは十分するという建前にこれはどうしても持つて行かなければならぬ。現在の制度は恐らく社会保障といつたような意味は余りないのではないかと、併し一般の労働者階級について社会保障制度がだん／＼と進行して参れば、農業災害につきましても社会保障といつたような面を加味して行くことも、これは当然に必要になつて来ると思ひます。その結果農家の生活が安定し、或いは農業再生産が確保されるということになれば、これは相当の額を国費として費してもこれは惜しくない

い問題だらうと思ふのであります。従いましてその点につきましては、例えば今度の一筆の補償制度から農家単位の補償制度に替へるといつたような場合にもこれはまあ実験的にやつて見るわけでありませんが、その場合にも、例えば共済金額の限度を引上げるという意味がどこにあるのかという点も関連して十分検討されなくちやならぬ問題だらうと思ふのであります。いろ／＼問題が多岐に亘りますが、大体私の考え方を申上げた次第であります。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。

それではこれら三法案の取扱ひをこれから御懇談することに願つて、本日はこの程度で散会をいたします。

午後二時二十八分散会

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十五日)

一、農業災害補償法臨時特例法案(予備審査のための付託は三月二十九日)

一、農業共済基金法案(予備審査のための付託は四月九日)

昭和二十七年六月十一日印刷

昭和二十七年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所